

二宮町「町の鳥」制定委員会

報告書

平成22年12月

はじめに

近年、世界的に自然環境に対する保護意識が高まりを見せる中、二宮町においても景観保全や自然保護の観点から様々な取組みがなされており、平成22年度からは「吾妻山公園のリニューアル」と「(仮称) 風致公園の整備」という大規模な整備が進められております。

中でも町内有数の観光資源である吾妻山公園は、市街地に面した町の中央部に位置しながらも、数多くの動植物が生息する豊かで広大な自然環境を残しており、この自然環境を町の将来を担う子ども達に継承していくことは私たちの責務であると考えます。

過去に実施した、まちづくりアンケート調査結果においても、「二宮町が誇るまちづくりに活かしたいと思う地域の資源とは」という設問に対して、「吾妻山公園」という回答が最も多く寄せられ、町民の自然・環境分野への関心の高さが伺えます。

こうした背景を受け、2大公園整備を進めるこの時期を絶好の機会と捉え、町の観光資源である海・山・川の環境保全に対する町民全体のさらなる意識の高揚を図るため、昭和48年に制定した町の木（つばき）、町の花（カンナ）に続き、町の豊かな自然環境を保つための新たなシンボルとして「町の鳥」を制定することといたしました。

本報告書では、町民の環境保全への意識を高めるためのシンボルとして「町の鳥」に「ヤマガラ」を選定した経緯についてここにまとめ、以下のとおり報告します。

町におかれましては制定委員会での審議結果を「町の鳥」の制定にご反映いただくとともに、新たに制定するシンボルを効果的にご活用いただき、身近な動植物との共生と景観保全による緑豊かな美しいまちづくりの実現についてご期待申し上げます。

平成22年12月21日

二宮町「町の鳥」制定委員会
会 長 宮戸 健次

目次

I	制定の趣旨	1
II	選定の経過	1
III	選定の結果	4
IV	今後の活用	5

<参考>

二宮町「町の鳥」制定に関する要綱	6
二宮町「町の鳥」制定委員会設置要綱	8
二宮町「町の鳥」制定委員会委員名簿	9
「町の鳥」募集結果集計表	10

I 制定の趣旨

豊かな自然環境を町の将来を担う子ども達に継承し、景観保全による緑豊かな美しいまちづくりを実現させるためには、町民一人ひとりが町の豊かな自然に親しみを持ち、環境保全に対する意識が高まることが不可欠です。

町の豊かな自然環境を保つためのシンボルとして、新たに「町の鳥」を制定することで、町の観光資源である海・山・川の環境保全に対する町民意識の高揚を図るとともに、身近な動植物との共生を図ります。

制定にあたっては、町の象徴としてふさわしく、町内に広く見られる鳥で、豊かな自然環境のシンボルとなるものを選定することといたしました。

II 選定経過

「町の鳥」の選定にあたっては、「二宮町「町の鳥」制定に関する要綱」に則り、基準を設けて、「町の鳥」を募集しました。

募集は、町内在住者、在勤者及び在学者を対象に、平成22年9月1日から10月8日までの期間で行い、町広報紙9月号やホームページを通じて広く町民に応募を呼びかけました。応募箱を町内8箇所の公共施設に設置した他、10月3日に開催された町民体育祭でも呼びかけを行った結果、624票もの応募がありました。

制定委員会では、この募集結果を基に、二宮町にふさわしい「町の鳥」とするため、さまざまな観点から審議を行い、選定作業を進めました。

第1回制定委員会（10月20日開催）では、募集のあった鳥のうち、得票数の多かった11種への絞り込みを行い、続く第2回制定委員会（11月24日開催）において、デザイン化等も視野に入れた検討を進め、上位3位までの鳥からの選定についての活発な審議を行いました。

月 日	内 容	詳 細
平成22年9月1日	『二宮町「町の鳥」制定に関する要綱』の制定	
	『二宮町「町の鳥」制定委員会設置要綱』の制定	
平成22年9月1日 ～10月8日	「町の鳥」募集開始 (町広報紙9月号及び町ホームページ)	町内8箇所に応募箱を設置。 ・役場庁舎 ・町民センター ・栄通り子育てサロン ・ITふれあい館 ・町民サービスプラザ ・生涯学習センター ・駅前町民会館 ・町民温水プール
10月3日	「町の鳥」募集 (町民体育祭)	特設ブースに応募箱を設置。 ・町民運動場

月 日	内 容	詳 細																																																
10月8日	「町の鳥」募集終了 ・応募総数 624 票 (50 種) 別紙『「町の鳥」募集結果集計表』参照																																																	
10月20日	第1回「町の鳥」制定委員会	<p>開催場所 役場庁舎 第1会議室</p> <p>議 事 (1)二宮町「町の鳥」の制定 (2)二宮町「町の鳥」の募集結果 (3)二宮町「町の鳥」の選定方法 (4)その他</p> <p>内 容 ・募集結果(得票数、選定理由)を基に、選定方法を検討した。 ・得票数の多い上位10位までの鳥にセキレイ科の鳥を加えた11種まで絞り込みを行った。 ・次回の制定委員会までの間に「近隣市町村と重複せず」、「里山のシンボルに相応しい」野鳥をデザイン化も視野に入れて検討することとした。</p> <p>上位11鳥種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>鳥名</th> <th>得票数</th> <th>県内制定市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1位</td> <td>メジロ</td> <td>165</td> <td>大井町、湯河原町</td> </tr> <tr> <td>2位</td> <td>カワセミ</td> <td>79</td> <td>藤沢市、綾瀬市、愛川町</td> </tr> <tr> <td>3位</td> <td>ヤマガラ</td> <td>51</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4位</td> <td>コサギ</td> <td>32</td> <td>平塚市 中井町(しらさぎ) 寒川町(ダイサギ)</td> </tr> <tr> <td>5位</td> <td>ウグイス</td> <td>30</td> <td>秦野市、葉山町、清川村</td> </tr> <tr> <td>6位</td> <td>イソヒヨドリ</td> <td>22</td> <td>真鶴町</td> </tr> <tr> <td>7位</td> <td>シジュウカラ</td> <td>20</td> <td>座間市</td> </tr> <tr> <td>8位</td> <td>カルガモ</td> <td>18</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9位</td> <td>トビ</td> <td>18</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>10位</td> <td>ツバメ</td> <td>17</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>11位</td> <td>セキレイ類 (セキレイ)</td> <td>35 (5)</td> <td>松田町(セグロセキレイ) ハクセキレイ キセキレイ</td> </tr> </tbody> </table>	順位	鳥名	得票数	県内制定市町	1位	メジロ	165	大井町、湯河原町	2位	カワセミ	79	藤沢市、綾瀬市、愛川町	3位	ヤマガラ	51	—	4位	コサギ	32	平塚市 中井町(しらさぎ) 寒川町(ダイサギ)	5位	ウグイス	30	秦野市、葉山町、清川村	6位	イソヒヨドリ	22	真鶴町	7位	シジュウカラ	20	座間市	8位	カルガモ	18	—	9位	トビ	18	—	10位	ツバメ	17	—	11位	セキレイ類 (セキレイ)	35 (5)	松田町(セグロセキレイ) ハクセキレイ キセキレイ
順位	鳥名	得票数	県内制定市町																																															
1位	メジロ	165	大井町、湯河原町																																															
2位	カワセミ	79	藤沢市、綾瀬市、愛川町																																															
3位	ヤマガラ	51	—																																															
4位	コサギ	32	平塚市 中井町(しらさぎ) 寒川町(ダイサギ)																																															
5位	ウグイス	30	秦野市、葉山町、清川村																																															
6位	イソヒヨドリ	22	真鶴町																																															
7位	シジュウカラ	20	座間市																																															
8位	カルガモ	18	—																																															
9位	トビ	18	—																																															
10位	ツバメ	17	—																																															
11位	セキレイ類 (セキレイ)	35 (5)	松田町(セグロセキレイ) ハクセキレイ キセキレイ																																															

月 日	内 容	詳 細
11月24日	第2回「町の鳥」制定委員会	<p>開催場所 町民センター 3Aクラブ室</p> <p>議 事 (1)二宮町「町の鳥」の選定とデザイン化 (2)二宮町「町の鳥」のデザイン選定方法及び活用</p> <p>内 容 ・第1回での議論を踏まえ、近隣市町村の制定状況等も参考に検討した。 ・「近隣市町村と重複しない鳥」した場合、「町の木、花」の重複にも問題が波及することから、「二宮町に最もふさわしい鳥」を選定することとし、得票数の多い1～3位について集中的に審議し選定を行った。</p> <p><選定理由></p> <p>1位の「メジロ」は生息数が多く、町の特性や気候風土に適し、幅広い世代に親しみのある鳥であるが、町の特産物であるミカンを食べってしまうこともある。</p> <p>2位の「カワセミ」は容姿が一際目立ち、町の将来を担う10代の支持が多く、清流保全のシンボリックな存在であるが、それほど多くは見かけることはない。</p> <p>3位の「ヤマガラ」は、一般人には馴染みが薄いですが、常緑広葉樹林を好み、町の将来像である「里山」のイメージにも合致する。また、今年のCOP10の里山イニシアチブでも里山を象徴する鳥とされ、2014年に国際鳥類学会議の日本開催が決定したマスコットキャラクターにも指定された注目の鳥である。</p>

月 日	内 容	詳 細
11月24日	「町の鳥」の選定書の提出	・会長より町長へ二宮町「町の鳥」選定書を提出した。
12月21日	二宮町「町の鳥」制定委員会報告書の提出	・会長より町長へ二宮町「町の鳥」制定委員会報告書を提出した。

Ⅲ 選定の結果

選定にあたっては得票数だけでなく、二宮町の将来への投資である「吾妻山公園」と「(仮称)風致公園」の2大公園の整備を進めるという大切な時期にある中で、町がこれから目指すべき自然環境を表すことができ、「町の将来像でありブランドでもある里山の自然環境を象徴する鳥」であって、「県内市町村ではどこにも制定していない鳥」であることから二宮町の「町の鳥」に「ヤマガラ」を選定いたしました。

「ヤマガラ」の特徴



写真提供は「二宮野鳥の会」

「ヤマガラ (山雀)」 スズメ目 シジュウカラ科 シジュウカラ属

全長：約14cm 種類：留鳥

「ヤマガラ」の外見は、胸から脇腹が赤茶色で、翼は青灰色、頬はクリーム色をしており、雌雄同色です。

大きさはスズメ程で、シジュウカラより尾が短く、低山帯の雑木林で小型の昆虫類、幼虫、草木の種子や実を食べて通年生息しています。

人懐っこい性質で、学習能力も高く、昭和30年代までは神社のお祭りに境内でおみくじびきの芸などを披露していました。

良く通る特徴的な鳴き声で、「ツツピー、ツツピー」と尻上がりにさえずります。寿命も割合長いことから、長寿の里にも合います。

IV 今後の活用

「町の鳥」の制定後は、「ヤマガラ」のイメージを具現化して、環境保全に対する町民意識の向上に効果的に活用できるよう「ヤマガラ」のマークデザイン化を検討していただくとともに、景観保全による緑豊かな美しいまちづくりの実現につながるようさまざまな場面でご活用いただきたいと思います。

また、マークデザイン化にあたっては、町内の小中学校の児童生徒にデザインの原案を募集することで、自然環境への関心を高めること等についても検討いただきたいと思います。

二宮町「町の鳥」制定に関する要綱

(趣 旨)

第1条 町民が町の豊かな自然に親しみを持ち、環境保全への意識を高めるためのシンボルとして「町の鳥」を制定するにあたり、必要な事項を定める。

(制定の主体)

第2条 「町の鳥」の制定の主体は、二宮町とする。

(制定の期日)

第3条 「町の鳥」の制定の期日は、別に定める制定委員会（以下「委員会」という。）において決定する。

(制定の基準)

第4条 「町の鳥」の制定の基準は、町の象徴としてふさわしい鳥で、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 町内に広く見られ、親しまれているもの
- (2) 豊かな自然環境のシンボルとなるもの

(制定の方法)

第5条 委員会を構成し、応募数の多い鳥の中から、委員会において「町の鳥」を決定する。

(募集要領)

第6条 「町の鳥」の募集は、広報、町ホームページ等により、次に掲げる要領で行うものとする。

- (1) 応募資格 町内に在住、在勤、在学の者
- (2) 応募方法 下記の①又は②の方法により、1種類の鳥名とその選定理由を記載し、住所、氏名、年齢を明記する。

※ 応募は、1人につき1点とする。

①郵送・ファックス・メールの場合

〒259-0196 二宮町二宮 961 番地 二宮町企画室

ファックス 0463-73-0134

E-mail:kikaku@town.ninomiya.kanagawa.jp

②応募箱の場合

役場1階玄関・町民センター・栄通り子育てサロン・ITふれあい館・町民サービスプラザ・生涯学習センター・駅前町民会館・町民温水プールに設置の応募用紙に記載して投函する。

- (3) 応募期間 平成22年9月1日から10月8日まで
- (4) 結果発表 応募結果をもとに、制定委員会で決定した結果を広報にのみやで発表する。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、「町の鳥」の制定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行し、「町の鳥」が制定された後は、効力を失う。

二宮町「町の鳥」制定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 町民が町の豊かな自然に親しみを持ち、環境保全への意識を高めるため、二宮町「町の鳥」制定にあたり二宮町「町の鳥」制定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 副町長
- (2) 二宮町議会議長
- (3) 二宮町立小・中学校校長会
- (4) 二宮町地区長連絡協議会
- (5) 二宮町観光協会
- (6) 学識経験者
- (7) その他町長が必要と認める者

(所掌事務)

第3条 委員会は、町の鳥を制定する上で必要な調査審議を行うものとし、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 応募の審査をする。
- (2) 「町の鳥」の決定をする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から「町の鳥」制定の日までとする。当該職を離れた場合においても、その再任は妨げない。

(委員会の運営)

第5条 委員会に会長及び副会長の各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を招集し、会議の議長を務める。
- 3 副会長は、会長が欠けたときに、会長の代理を務める。
- 4 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 5 委員会の会議は、出席委員の過半数以上で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は企画室において処理する。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行し、「町の鳥」が制定された後は、効力を失う。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行し、「町の鳥」が制定された後は、効力を失う。

二宮町「町の鳥」制定委員会名簿

No.	氏 名	区 分	備 考
1	宮戸 健次	1号	二宮町副町長
2	西山 幹男	2号	二宮町議会議長
3	野谷 悦	3号	二宮町立山西小学校長
4	高橋 清	3号	二宮町立二宮西中学校長
5	内藤 三義	4号	二宮町地区長連絡協議会会長
6	足助 悦	5号	二宮町観光協会事務局長
7	加藤 ゆき	6号	県立生命の星・地球博物館学芸員
8	山田 勝夫	6号	二宮野鳥の会会長
9	奥村 陽子	6号	二宮野鳥の会副会長
10	斎木 邦弘	6号	二宮野鳥の会副会長

「町の鳥」募集結果集計表

順位	鳥名	得票数	順位	鳥名	得票数
1	メジロ	165	26	イワツバメ	3
2	カワセミ	79	27	エナガ	3
3	ヤマガラ	51	28	キビタキ	3
4	コサギ	32	29	ヒヨドリ	3
5	ウグイス	30	30	ムクドリ	3
6	イソヒヨドリ	22	31	ルリビタキ	3
7	シジュウカラ	20	32	アオゲラ	2
8	カルガモ	18	33	ウソ	2
9	トビ	18	34	ウミネコ	2
10	ツバメ	17	35	オナガ	2
11	セグロセキレイ	16	36	キセキレイ	2
12	コゲラ	13	37	コガモ	2
13	ハクセキレイ	12	38	シラサギ	2
14	ジョウビタキ	11	39	ノスリ	2
15	キジバト	8	40	ヒバリ	2
16	スズメ	8	41	ユリカモメ	2
17	マガモ	8	42	アオジ	1
18	アオバト	7	43	イカル	1
19	オオタカ	7	44	エゾビタキ	1
20	モズ	7	45	カッコウ	1
21	アオサギ	6	46	カモメ	1
22	オオルリ	6	47	カラス	1
23	カワラヒワ	5	48	キイアシシギ	1
24	セキレイ	5	49	ニワトリ	1